

## 佐久市老人ホーム入所判定委員会条例 (令和元年12月20日条例第27号)

最終改正:

改正内容:令和元年12月20日条例第27号 [令和2年4月1日]

## ○佐久市老人ホーム入所判定委員会条例

令和元年12月20日条例第27号

## 佐久市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

**第1条** 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)への入所に関する措置を適正に実施するため、老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事業)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 老人ホームへの入所に関する措置の要否に関すること。
- (2) その他佐久市福祉事務所長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健所長
- (2) 医師
- (3) 老人福祉施設長
- (4) 地域包括支援センターの代表者
- (5) 佐久市福祉事務所の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理)

**第5条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、佐久市福祉事務所長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、佐久市福祉事務所において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。